

第36回 玉村町農業委員会 議事録

【事務局長】

ただ今から、第36回玉村町農業委員会を開会いたします。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

【会長】

みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。農業委員会の任期も残りわずかですが、皆様におかれましては、農地法等の関係法令について今後も勉強を重ねてほしいと思います。また、営農型太陽光発電に伴う一時転用について、国も制度の見直しを公表していますので、各自確認してほしい。よろしく申し上げます。

【事務局長】

ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

【議長】

本日の出席委員は8名ですので、総会は成立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は8番委員、11番委員を指名します。なお、本日の会議書記には、事務局職員を指名します。

それでは、議事に入ります。議案第1号番号1について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第1号農地法第3条第1項による許可申請について説明します。

〈議案第1号番号1について説明〉説明は以上です。

【議長】

それでは、議案第1号番号1について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号1について、原案のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

番号1は、許可と決定いたします。

次に、議案第1号番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

〈議案第1号番号2について説明〉説明は以上です。

【議長】

それでは、議案第1号番号2について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号2について、原案のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

番号2は、許可と決定いたします。

次に、議案第1号番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

〈議案第1号番号3について説明〉説明は以上です。

【議長】

それでは、議案第1号番号3について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号3について、原案のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

番号3は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第2号番号1 農地法第5条の許可申請について説明します。

令和8年5月18日受付。太陽光発電施設用地としての農地転用です。

〈譲受人、譲渡人、申請地について説明〉

申請理由は、申請地を太陽光発電用地として売却するため、5条転用を申請したいとのことです。

農地の判断については、第1種住居地域に近接する第2種農地となり、周りの農地に影響は少なく転用しても問題ないと考えます。排水処理は敷地内浸透です。

農振の除外は昭和56年以前であり、目的等は不明ですが関係部署とは協議済です。説明は以上です。

【議長】

それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

【農地部会】

この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

【議長】

それでは、議案第2号番号1について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議案第2号番号1について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議案第2号番号1は、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第2号番号2

令和8年5月20日受付。腐葉土加工場用地としての農地転用ですが、是正の申請となります。

〈譲受人、譲渡人、申請地について説明〉

本件の申請地の面積は936㎡ですが、うち612㎡について昭和47年4月に5条転用の許可が出ております。ただし、当時は一部転用という扱いで、申請地のどの部分に転用許可が出ているかの特定ができません。現在は敷地全体を腐葉土加工場として利用しているため、324㎡が転用許可を受けずに使用してしまっている状態であるため、敷地全体の是正申請となります。

なお、申請地を農地だとした場合、第1種・第3種にも該当しない生産性の低い第2種農地となり、転用に問題はないと考えます。排水処理は敷地内浸透です。

農振の除外は昭和56年以前であり、目的等は不明ですが関係部署とは協議済です。説明は以上です。

【議長】

それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

【農地部会】

この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

【議長】

それでは、議案第2号番号2について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議案第2号番号2について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議案第2号番号2は、許可相当と決定いたします。

【議長】

続いて、報告事項に入ります。報告事項について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告事項1について説明します。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況については相続で5件受理しております。

報告事項2について説明します。農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況については、3件受理しております。報告事項につきましては以上です。

【議長】

それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。
(質疑応答なし)

それでは、報告事項について終了とします。

【議長】

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局長】

これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。